

保険金・給付金のご請求漏れはありませんか？

ご加入の制度	保険種類	給付対象
グループ共済	生命保険・ 損害保険	【生命保険】 死亡・高度障害 【損害保険】 不慮の事故による死亡・後遺障害・入院・手術
きずな	生命保険	死亡・高度障害
就業不能サポート制度※	生命保険	病気やケガにより20日を超えて就業不能が継続した場合
リビングリスク 総合補償制度	損害保険	不慮の事故による死亡・後遺障害・入院・手術・通院 賠償責任・携行品損害・レンタル用品賠償責任・キャンセル費用・救援者費用等
総合医療サポート	生命保険・ 損害保険	【生命保険】 病気やケガによる継続して2日以上入院・手術 【損害保険】 所定の生活習慣病による入院 七大疾病の手術(三大疾病＋糖尿病・高血圧性疾患・腎臓病・肝臓病) 女性疾病による入院・手術
医療プラン	生命保険	死亡・高度障害 病気で継続して5日以上入院 所定の手術や集中治療室管理を受けた場合
医療費給付 (先進医療型)	生命保険	病気やケガでの1日以上入院 ※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。 入院を伴わない手術・入院を伴わない放射線治療を受けた場合 先進治療による療養を受けた場合 ※対象となる先進治療については、2020年度更新案内のパンフレットP40～42「給付金に関するご注意」をご確認ください。
重病克服支援制度	生命保険	死亡・高度障害 3大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中) 7大疾病(3大疾病に加えて、重度の糖尿病・慢性腎不全・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・肝硬変) 上皮内新生物 ※「7大疾病」「上皮内新生物」については主契約以外に特約を付加した場合に保障の対象となります。 ※保障内容の詳細については2020年度更新案内のパンフレットP21をご参照願います。
所得補償制度	損害保険	病気やケガにより免責期間7日を超えて就業不能が継続した場合 病気やケガにより免責期間372日を超えて就業障害が継続した場合

※「就業不能サポート制度」は2020年1月1日より新たに導入された制度です。
※制度の詳細についてはパンフレットをご参照ください。



現在ご加入中であるにもかかわらず「忙しくて請求できていない」というケースがあります。
お心当たりのある組合員の方は、早めに下記「鹿児島県学校生活協同組合」までご連絡をお願いします。
保険金・給付金のご請求事由が生じたときは、「グループ共済担当」までご連絡をお願いします。